

議案第138号

さいたま市グリーンニューディール基金条例の制定について
さいたま市グリーンニューディール基金条例を次のように定める。

平成21年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市グリーンニューディール基金条例

(設置)

第1条 地球温暖化の防止及び地域における環境の保全に関し必要な事業に要する経費の財源に充てるため、さいたま市グリーンニューディール基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、市が国から交付を受ける地域環境保全対策費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の額とする。

(使途)

第3条 基金は、次に掲げる事業の経費に充当する。

- (1) 地球温暖化対策の推進に係る事業
- (2) 投棄された廃棄物等の処理の推進に係る事業
- (3) ポリ塩化ビフェニルが使用されている廃棄物の処理の推進に係る事業

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、第3条各号に掲げる事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成24年3月28日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。